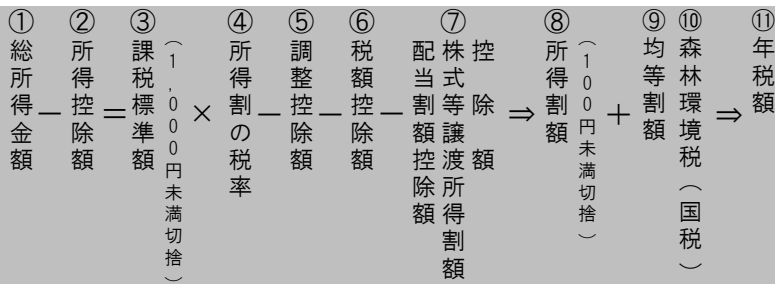


## 1. 市民税・県民税の計算方法(総合課税分)

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。



### ⑤調整控除額の算出の仕方

(合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外)

◎合計課税所得金額が200万円以下の場合  
次のいずれか少ない金額×5%

{ 人的控除額の差の合計額  
合計課税所得金額

◎合計課税所得金額が200万円超の場合

[人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)] × 5%

ただし、2,500円未満の場合は2,500円となります。

※人的控除額の差とは、障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者・配偶者特別・扶養・基礎控除の所得税と市・県民税における控除額差のことを指します。ただし、調整控除額を算出するために用いられる控除額差は、実際の控除額差とは異なる場合があります。

### ④所得割額の税率

	市民税	県民税
一律	6%	4%

### ⑨均等割額・⑩森林環境税(国税)

市民税	県民税	森林環境税(国税)
3,000円	2,000円	1,000円

### ⑥税額控除額

外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除が該当します。

## 2. 市民税・県民税の非課税判定

### ■非課税の範囲

- ①令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②未成年者(平成18年1月3日以後生、婚姻した者を除く)、障害者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

### ■均等割・所得割の非課税限度額

次の計算による所得以下の方は課税になりません。

※扶養者がいない場合は基本額+10万円となります。

#### 均等割額の基準

合計所得金額 ≤ 基本額29万円 × (同一生計配偶者+扶養人数+1) + 加算額17万円+10万円※

#### 所得割額の基準

総所得金額等 ≤ 基本額35万円 × (同一生計配偶者+扶養人数+1) + 加算額32万円+10万円※

◎総所得金額：営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合短期譲渡所得(特別控除後)、総合長期譲渡所得(特別控除後・1/2後)、一時所得(特別控除後・1/2後)の合計額(青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除後)

◎合計所得金額：繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得の金額、分離短・長期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得の金額(特別控除後)、退職所得金額(1/2後)の合計額(住民税においては分離課税の退職所得は算入しない)(青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除前)

◎総所得金額等：繰越損失控除後の合計所得金額

### ■非課税所得速算表

扶養	均等割	所得割
	合計所得金額	総所得金額等
0人	39万円以下	45万円以下
1人	85万円以下	112万円以下
2人	114万円以下	147万円以下
3人	143万円以下	182万円以下
4人	172万円以下	217万円以下

収入金額に換算すると…

例1) 扶養者0人で給与収入のみの方

収入 94万円 - 給与所得控除55万円 = 所得39万円

収入100万円 - 給与所得控除55万円 = 所得45万円

例2) 扶養者0人で年金収入のみの方

65歳未満の方

収入 99万円 - 年金所得控除60万円 = 所得39万円

収入105万円 - 年金所得控除60万円 = 所得45万円

65歳以上の方

収入149万円 - 年金所得控除110万円 = 所得39万円

収入155万円 - 年金所得控除110万円 = 所得45万円

※給与・年金所得控除は収入金額によって変動します。申告の手引き内の所得の速算表を参考にしてください。

### 3. 森林環境税（国税）の非課税判定

#### ■森林環境税の課税

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税です。令和6年度から一人年額1,000円が課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

森林環境税の非課税判定基準は、市民税・県民税の非課税判定基準とは異なります。森林環境税のみが課税となった場合、市民税・県民税は非課税扱いとなります。

市が徴収した森林環境税は県を通じて国の譲与税特別会計に払い込み、「森林環境譲与税」として都道府県・市区町村へ譲与されます。森林環境譲与税は、間伐等の森林整備や、人材育成、木材生産の促進に関する事業に活用されます。

一方、「やまがた緑環境税」は県税であり、県民税均等割と併せて市が徴収しています。やまがた緑環境税は、荒廃が進む森林の整備や県民参加による森づくり活動などの事業に活用されます。

#### ■負担額の内訳

年税額		内訳	
国税	1,000円	森林環境税	1,000円
市民税均等割	3,000円	標準税率	3,000円
県民税均等割	2,000円	標準税率	1,000円
		やまがた緑環境税	1,000円
合計			6,000円

平成26年度から、東日本大震災を踏まえた防災施策等に係る特例として、均等割額が年額1,000円（市民税500円・県民税500円）加算されていましたが、この措置は令和5年度で終了します。

#### ■非課税の範囲

- 令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 未成年者（平成18年1月3日以後生、婚姻した者を除く）、障害者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

#### ■森林環境税の非課税限度額

次の計算による所得以下の方は課税になりません。

(1) 扶養親族・同一生計配偶者※を有しないとき

合計所得金額 ≤ 38万円

(2) 扶養親族・同一生計配偶者※を有するとき

合計所得金額 ≤ 基本額28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 加算額16万8千円 + 10万円

※同一生計配偶者

納税義務者の配偶者で、その納税義務者と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者（青色事業専従者として給与の支払を受けるもの及び白色事業専従者である者を除く）

#### ■非課税所得速算表

扶養	森林環境税
	合計所得金額
0人	38万円以下
1人	82万8千円以下
2人	110万8千円以下
3人	138万8千円以下
4人	166万8千円以下

扶養	市県民税均等割
	合計所得金額
0人	39万円以下
1人	85万円以下
2人	114万円以下
3人	143万円以下
4人	172万円以下

#### 市県民税・森林環境税の非課税判定

例1) 扶養者1人で合計所得金額83万円の方  
市県民税均等割の非課税限度額85万円 > 合計所得金額  
森林環境税の非課税限度額82万8千円 < 合計所得金額  
→市県民税は非課税、森林環境税は課税

例2) 扶養者2人で合計所得金額112万円の方  
市県民税均等割の非課税限度額114万円 > 合計所得金額  
森林環境税の非課税限度額110万8千円 < 合計所得金額  
→市県民税は非課税、森林環境税は課税

例3) 扶養者3人で合計所得金額140万円、ひとり親に該当する方  
市県民税均等割の非課税限度額143万円※ > 合計所得金額  
森林環境税の非課税限度額138万8千円 < 合計所得金額  
→市県民税は非課税、森林環境税は課税

※ひとり親に該当する方の非課税限度額は市県民税均等割・森林環境税ともに135万円ですが、同一生計配偶者と扶養親族の人数の合計が3人以上の場合、非課税限度額は表面（市県民税均等割）・裏面（森林環境税）に記載の計算式により算出されます。